

## 介護給付費過誤調整の取扱いについて

### 1 過誤調整の種類

過誤調整には「同月過誤」と「通常過誤」の2種類（方法）がありますが、一般的には通常過誤として調整を行います。

同月過誤は、通常過誤と違って、その取扱いの対象が限定されます。原則として、「事業者等に対する県指導等により発生した特別な場合に限る」とされていますが、それ以外の場合も含めて「特別な場合」の対象については保険者で判断することになっています。同月過誤を行う場合は、横手市へ事前にご相談ください。

### 2 横手市から国保連への過誤申立情報の受渡期間

○同月過誤 … 1日～7日

○通常過誤 … 13日～17日

※事業所等は上記期間の最終日前に横手市あてに過誤申立ての依頼をする必要があります。

上記期間後の受付分は翌月の処理となります。

### 3 過誤申立情報作成時の留意点

ア コードは「様式番号」と「申立理由番号」を組み合わせで表します。

イ 事業所等が通常使用する申立理由番号は「02（請求誤りによる実績の取下げ）」です。

ウ 給付管理票は請求明細書ではありませんので、過誤調整はできません。

[ 申立事由コード一覧 ]

様式番号	明細書様式	サービス種類	
10	様式第二	介護	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハ、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハ、福祉用具貸与
		地域密着	定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、複合型サービス
	様式第二の三	総合事業	訪問型サービス・通所型サービス・その他の生活支援サービス
11	様式第二の二	予防	介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハ、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所介護、介護予防通所リハ、介護予防福祉用具貸与
		地域密着	介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護
21	様式第三	介護	短期入所生活介護
24	様式第三の二	予防	介護予防短期入所生活介護
22	様式第四	介護	短期入所療養介護（介護老人保健施設）
25	様式第四の二	予防	介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）
23	様式第五	介護	短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）
26	様式第五の二	予防	介護予防短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）
30	様式第六	地域密着	認知症対応型共同生活介護
31	様式第六の二	地域密着	介護予防認知症対応型共同生活介護
32	様式第六の三	介護	特定施設入居者生活介護
		地域密着	地域密着型特定施設入居者生活介護
33	様式第六の四	予防	介護予防特定施設入居者生活介護
34	様式第六の五	地域密着	認知症対応型共同生活介護（短期利用型）
35	様式第六の六	地域密着	介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用型）
36	様式第六の七	介護	特定施設入居者生活介護（短期利用）
		地域密着	地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用）
40	様式第七	介護	居宅介護支援
41	様式第七の二	予防	介護予防支援
20	様式第七の三	総合事業	介護予防マネジメント
50	様式第八	介護	介護老人福祉施設
		地域密着	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
60	様式第九	介護	介護老人保健施設
70	様式第十	介護	介護療養型医療施設

  

申立理由番号	申立理由
01	台帳誤り修正における過誤調整
02	請求誤りによる実績取下げ
09	時効による取下げ
11	台帳誤り修正による事業所申立の過誤調整
12	請求誤りによる実績取下げ（同月）
42	適正化による保険者申立の過誤取下げ
49	適正化による保険者申立の過誤取下げ（同月）
90	その他の事由による台帳過誤
99	その他の事由による実績の取下げ

  

<<例>>  
 「様式第二 居宅サービス介護給付費明細書」について「請求誤りによる実績の取下げ」を申し立てる場合は、

10	02
----	----

の4桁となります。